

報道関係者 各位

平成27年12月24日

【照会先】

年金局 事業管理課

(国民年金関係)

課長補佐 松尾 辰二(内線 3661)

(厚生年金保険関係)

課長補佐 石河 徹(内線 3644)

(直通電話) 03(3595)2811

### 平成28年度予算案における国民年金保険料収納対策等について

このほど、標記について別添のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

本資料には、国民年金の保険料収納対策の推進及び厚生年金保険の適用促進対策に関し、平成28年度予算案で措置している主な取組の内容を整理しています。

# 平成28年度予算案における 国民年金保険料収納対策等について

厚生労働省年金局事業管理課

## 国民年金の保険料収納対策の推進及び 厚生年金保険の適用促進対策に要する経費

160億円

### 1. 国民年金の保険料収納対策の推進

80.0億円

#### ・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底

保険料滞納者に対しては、所得などによって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促する取組を進めながら段階的に拡大を図り、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。

平成28年度においては、控除後所得350万円以上(平成27年度は控除後所得400万円以上)かつ未納月数7月以上のすべての滞納者に督促を実施する(督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る)。

### 2. 厚生年金保険の適用促進対策

79.9億円

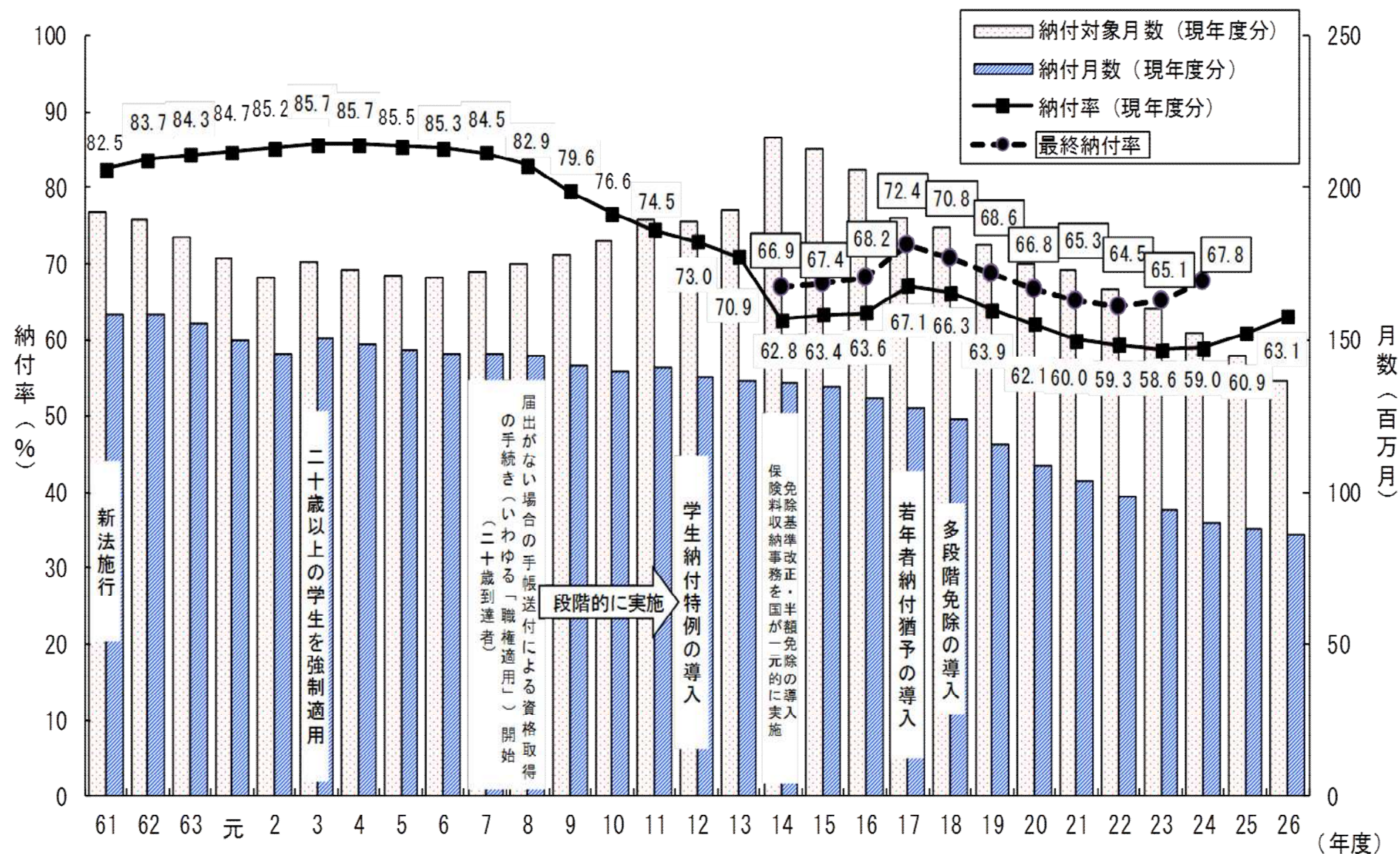
#### ・適用調査対象事業所に対する加入指導等の集中的な取組

法人登記簿情報の活用と併せて、国税庁からの情報提供により稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、日本年金機構職員による対応を基本として、平成27年度から3年間で集中的に加入指導等に取り組むこととしている。

平成28年度においては、法人番号の利用開始に合わせて、国税庁から法人番号を加えた情報の提供を受け、日本年金機構において厚生年金適用事業所との紐付けを完了し、加入指導を加速化させる。

(※)平成27年度においては、民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所であるかを把握した上で加入勧奨や加入指導を行い、平成28年度においては、既に把握した事業所に対して加入勧奨や加入指導を重点的に実施。

## 国民年金保険料の納付率等の推移



（注） 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

# 厚生年金保険の適用・徴収の推移

参考 2

